

ご存知ですか？

# 高齢者への助成制度

## 軽度生活援助費

市では、一人暮らしの高齢者等の在宅生活を支援するため、シルバー人材センターを通して、左表のサービスを利用した場合、年間24時間を限度に、利用料の5割を援助します。

対象になる作業	助成後の利用者負担金
外出時の援助（外出・散歩の付き添い） 家周りや墓地の手入れ（除草等） 家屋内の整理（大掃除等）、除雪 季節ものの入れ替え（ストーブ、衣類、網戸等） 台風時等の自然災害への防備等	1時間あたり 371円
庭木のせん定（生垣、植木等） 軽微な修繕（家屋の軽微な修理・電気修理等）	1時間あたり 530円

（注）原材料費等の実費は利用者の負担になります。

### ●対象

次のいずれかに該当する人  
◇満65歳以上の一人暮らし  
◇満70歳以上のみの世帯の人

### ●申込み方法

申請書は、健康長寿課高齢者福祉係にあります。郵送による申請もできます。

## はり・灸・マッサージ 施術費

### ●対象

満70歳以上で市民税非課税世帯の人

### ●助成額

利用一回につき900円の助成券を申請月から3月までの月数分交付。

### ●持参するもの

介護保険証、印章

※なお、平成18年度の税制改正により、市民税課税世帯になったため、制度を受けられなかった人は、この度、市の激変緩和施策で制度対象になる場合があります。詳しくは担当窓口でお尋ねください。

## 在宅老人介護のための紙おむつ代

おむつ利用券を交付します。市内の取扱店、薬店などでご利用ください。

### ●対象

在宅で満65歳以上の常時おむつが必要な人を介護している、市民税非課税世帯の人

### ●助成額

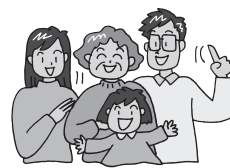
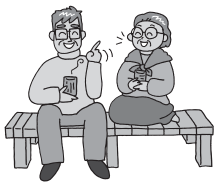
月額1,200円

※介護保険の要介護度4または5の認定を受けている市民税非課税世帯の人には、月額6,250円分を交付

### ●持参するもの

介護保険証、介護者の印章

※なお、平成18年度の税制改正により、市民税課税世帯になったため、制度を受けられなかった人は、この度、市の激変緩和施策で制度対象になる場合があります。詳しくは担当窓口でお尋ねください。



## 高齢者住宅整備資金貸付制度

60歳以上の高齢者と同居している人で、高齢者のためのお部屋や浴室、トイレなどを増築・改築（新築は除く）したいが、資金が不足している人に対する貸付制度です。

### ●貸付条件

◇元金の償還が確実な人（市民税の所得税が課税であること）

◇整備する住宅は、借受人の所有であること

◇市税の滞納がないこと

◇申請以前に着工した工事ではないこと

◇工事が確実に年度内に終了すること

◇市内在住の連帯保証人が2人いること

※連帯保証人も市民税の所得割が課税であること、および市税の滞納が無いことが条件となります。借受人と同一生計にある人は、連帯保証人になれません。

### ●申込み期限

来年1月31日まで

### ●貸付限度額

250万円

※総工事費1,000万円未満のものが貸付対象です。

### ●利率

参考：平成19年度 年1%※変動する可能性があります。

### ●償還方法

償還期限は、10年以内で半年賦償還です（3月と9月に支払）



### 申込み・問合せ先

健康長寿課高齢者福祉係

（☎47・1039）